

業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容（案）

急速に少子高齢化が進む中、我が国では、2040年頃に65歳以上人口がピークに達するとともに、2025年から2040年にかけて、生産年齢人口（15歳～64歳）が急減し、さらには65歳以上人口が減少に転ずる都道府県も発生することが見込まれている。こうした中で、高齢者が尊厳を保ちながら、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、国は医療、介護、予防等が切れ目なく提供できる地域での体制（地域包括ケアシステム）づくりを推進しており、また、高齢者人口がピークを迎えて減少に転ずる2040年頃を視野に入れつつ、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）への対応で顕在化した課題を含め、中長期的課題について整理し、新たな地域医療構想の策定に向けた検討を進めていくこととしている。

このため、独立行政法人国立病院機構（以下「機構」という。）には、全国的な病院ネットワークを活用しながら、重症心身障害、神経・筋疾患、筋ジストロフィー、結核、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（平成15年法律第110号）に基づく精神科医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある分野（以下「セーフティネット分野」という。）の医療や、5疾病^{※1} 6事業^{※2}、災害や新興感染症等の国の危機管理に際して求められる医療などを着実に実施するため、関係機関と連携しながら資金の確保に努めるとともに、機構のスケールメリットを活かし、資金の有効活用に努め、必要な施設整備を行うなどにより、今後は、生産年齢人口の減少に対応するマンパワー確保や医師の働き方改革に伴う対応を行いながら、地域包括ケアシステムの実現に向け、地域における医療機能分化及び連携をさらに進め、地域ニーズとのミスマッチの解消や、拡大する介護・福祉ニーズに対応するための在宅医療との連携等により地域医療に一層貢献するとともに、質の高い医療の提供や効率化を図る観点から、情報通信技術（ICT）の活用や、医療分野のデジタル化を進め、我が国の医療政策の実施や医療水準の向上に寄与するよう最大限の努力を期待する。

こうした状況を踏まえ、機構の業務及び組織については、機構が現に有している政策実施機能をより発揮できるよう、機構の果たすべき役割・業務実績を反映した機動性・柔軟性のある運営を更に進めるとともに、上記の課題解決を図る観点から、以下の方向で見直しを行う。

※1 5疾病…がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患

※2 6事業…救急、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。）及び新興感染症発生・まん延時における医療

第1 事務及び事業の見直し

1 診療事業

(1) 医療の提供

患者の目線に立った医療の提供を推進する観点から、患者の治療目的に合わせた適切な医療サービスの提供に努める。

また、安心・安全な医療を提供するため、地域の医療機関との連携や機構のネットワークの活用により、医療安全対策をより一層充実させ医療事故の防止に努めるとともに、院内感染対策の標準化にも取り組み、これらの取組の成果について適切に情報発信する。

さらに、臨床評価指標の効果的な活用を行うことを通じて、チーム医療の推進やクリティカルパス※の活用促進をすることによって医療の質の向上に努める。

※ クリティカルパス…疾患に対する患者の状態と診療行為の目標及び評価・記録を含む標準診療計画

(2) 地域医療への貢献

地域包括ケアシステムの構築や各都道府県の地域医療構想の実現のため、機構が有する人的・物的資源と病院ネットワークを有効に活用しながら、新型コロナによる患者の受療行動の変化や人口減少等による地域の医療需要の変化への対応に自主的に取り組み、必要な施設整備を行うなどにより機能の維持に努め、地域に求められる医療に貢献する。

併せて、個々の病院について、その機能、地域医療需要、経営状況及び医療人材の確保状況等を総合的に勘案した上で、再編成等の検討を含め地域ニーズを踏まえた病床規模や機能の見直しを進める。

また、地域の医療機関との連携をさらに進めるとともに、介護施設や福祉施設も含めた入退院時における連携及び退院後の在宅医療支援を含めた支援の強化を図る。

(3) 国の医療政策への貢献

機構の人的・物的資源や病院ネットワークを最大限活用し、災害や新興感染症発生時など国の危機管理に際して求められる医療について、国や地域との連携の強化により、災害対応時の役割の明確化や災害医療現場で貢献できる人材育成、DMAT事務局の体制強化など国の災害医療体制の維持・発展への貢献を含め、必要な施設整備を行うなどにより、中核的な機関としての機能を充実・強化する。

セーフティネット分野の医療について、引き続き我が国における中心的な役割を果たす。

また、特に、利用者の権利を守り、在宅医療支援を含めた医療・福祉サー

ビスの充実を図る。エイズへの取組について、ブロック拠点病院においてH I V裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施するとともに、エイズ患者及びH I V感染者を含め、高齢化等の個々の状態に応じて適切に対応できるよう、必要な人的・物的体制整備の下、引き続き取組を進める。

新興感染症への取組については、病院の機能や役割に応じた協定の締結を含めた都道府県との連携により、地域において必要とされる医療を安定的かつ継続的に提供するよう体制の整備を図る。

このほか、医療分野におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）による業務の効率化、医療の質の向上を実現する観点から、国の医療分野における重要政策のモデル的な取組を積極的に実施するなど、国の医療政策に貢献する取組を進める。

2 臨床研究事業

機構の病院ネットワークを最大限活用した迅速で質の高い治験の推進やEBM推進のための大規模臨床研究に、より一層取り組むとともに、他の設置主体も含めたこれらの分野に精通する医療従事者、将来臨床研究等を担う人材の育成及び認定臨床研究審査委員会の適正な運用を図ることにより、我が国の臨床研究や治験の活性化に貢献するよう取り組む。

また、電子カルテデータ等から標準化された診療データを収集・分析するデータベースを運用し、更なる標準化データの収集・分析や規模の拡大に取り組むとともに、新型コロナの対応に際しても有用であったことを踏まえ、臨床疫学研究の推進等を図ること。あわせて、医療の質の向上、臨床研究の推進、効率的な病院経営に資する利活用を推進するとともに、国の医療情報政策に基づき、外部のデータベースとの連携や外部機関へのデータ提供についても積極的に貢献するよう取り組む。

さらに、先進的医療への取組として、他の設置主体との連携により、ゲノム医療・再生医療に関する臨床研究や新規医薬品開発等の共同研究をより充実させる。

3 教育研修事業

様々な診療機能を持つ機構の病院ネットワークを活用し、医療従事者を目指す学生に対する卒前教育（臨床実習）を充実させる等質の高い医療従事者の育成を行うとともに、地域の医療従事者や地域住民に向けた研修などを実施し、我が国の医療の質の向上に貢献するよう取り組む。

他設置主体の医療従事者や地域住民も対象とした新興感染症等対応に係る研修についても取り組む。

また、看護師等養成施設については、地域における医療人材育成やその需給及

び医療の高度化・複雑化等の環境の変化を踏まえた上で、必要に応じて見直しを行う。

さらに、今後の医療の高度化・複雑化を支えるために、国においても特定行為に係る看護師の育成を進めている中で、機構においては、当該政策の推進に貢献することに加え、チーム医療の推進及びタスク・シフト/シェアによる医師の負担軽減を図る観点からも、高度な看護実践能力を持つ看護師の育成と確保を推進する。

第2 組織に関する見直し

病院が果たすべき機能や地域事情も踏まえつつ、必要な人材の確保に取り組むとともに、効率的な業務運営となるよう、組織の役割分担、管理や連携の体制及び人員配置について、戦略的な強化を図る。

また、本部とグループ担当理事部門の役割を整理した上で、法人内の必要なガバナンスを維持しつつ、各病院の果たすべき機能・地域事情に応じ、きめ細かい病院運営の支援や、機構のネットワークを活かした人事調整等を効果的かつ効率的に実施していくため、グループ担当理事部門の体制の充実を図る。

第3 業務全般に関する見直し

1 法人の長のリーダーシップを発揮できるマネジメント体制の確保

各病院が自主性を保ちながら、法人全体として経営の健全性が保たれるよう理事長がより一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を推進する。

2 業務運営の効率化

各病院の収支改善を促進するため、診療収入等の増収、経費節減及び医療資源の有効活用を図りつつ、効果的・効率的な投資に努める。また、関係機関と連携しながら資金の確保に努めるとともに、機構のスケールメリットを活かし、資金の有効活用を努め、必要な施設整備を行うなどにより、各病院が地域から求められる医療の着実な実施や国の医療政策の貢献に努める。

また、病院の運営に貢献・活躍する職員を適正に評価し、かつ、多様で柔軟な働き方を可能とするための人事制度の構築及び法人の業績等に応じた機動性・柔軟性のある給与制度の構築を行う。

さらに、職員が安全、安心に働ける職場環境の整備や働き方改革を実現するため、医師の労働時間の短縮を含めた職員全体の勤務環境改善を進め、特に医師や看護師等におけるタスク・シフト/シェアの推進や労働時間をより確実かつ効果的に把握・管理するための取組等を行い、効率的な業務の実施体制を構築する。

3 経費の節減及び資源の有効活用

医療の高度化や各種施策などに留意しつつ、適正な人員の配置に努めるとともに、人件費率と委託費率との合計が、業務の量と質に応じた病院運営に適正な水準となることを目指す。

機構では、組織のスケールメリットを活かし、かつ、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構とも連携の上、共同調達を実施しているところであるが、その効果を検証しつつ、より効率的な調達方法を工夫し、実施する。

なお、使用医薬品の更なる標準化に加え、後発医薬品の採用率は、すでに政府目標を達成しているところであるが、毎年、新規後発医薬品が収載されることに鑑み、継続した採用促進を図り、他の医療機関の模範となるよう取り組む。

4 内部統制の充実・強化

内部統制の更なる充実・強化を図るため、各病院等におけるリスク管理の取組を推進するとともに、内部監査等の充実・強化に取り組む。

5 情報システムの整理及び管理

情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、PMO（ポートフォリオマネジメントオフィス）の設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

6 情報セキュリティ対策の強化

近年の情報セキュリティに係るリスクの増大を踏まえ、患者情報等の機微性の高い情報を保有する機構には、他の医療機関の模範となるような対応が求められており、サイバー攻撃や災害時等の非常時にも対応できる情報セキュリティ対策を推進するとともに、さらに、職員の情報セキュリティ対応能力の向上を図り、機構の情報セキュリティに関する知見を他の医療機関にも共有することで、我が国の医療分野のセキュリティ強化に貢献する。